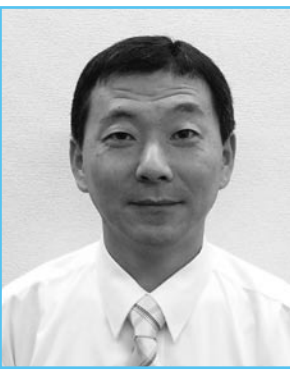


# 繰上げ支給・繰下げ支給について

今回の話は、公的年金を標準的な支給開始年齢である65歳よりもっと前から受け取る、または、65歳以降年金をしばらく受け取らずにもっと後で割増しされた年金を受け取る、という話です。

労務担当 鈴木担当課長



日本の公的年金制度では、標準的な年金支給開始年齢は65歳ということになっています。この「いつ」を言いつつ、「〇〇さん」は、60歳から年金を受け取っているぞ」と思われる方もいると思いますが、65歳前の年金は「特別支給の老齢厚生年金」といって、経過措置としての年金です。昭和36年4月1日以前生まれの男子、昭和41年4月1日以前生まれの女子は、65歳より前に年金支給開始になりますが、この年金は、そのすべてが厚生年金であって国民年金の給付ではありません。国民年金の給付である「老齢基礎年金」の支給開始年齢は、原則として65歳です。

「繰下げ」といいます。繰下げの場合金額は割引かれ、繰下げの場合は割増しになり、その割引き、割増しされた年金額は生涯続きます。ただし、繰上げ又は繰下げを選択していた本人が死亡し、遺族が遺族年金を受給する際には、遺族年金に対する割引き、割増しはありません。医者に「余命〇〇年」と宣告されてしまった人や家庭の事情で早い時期に年金が必要なお人、60歳台前半に旅行等の楽しみのためにゆとりのある小遣いが欲しい人は「繰上げ」を選択し、逆に60歳台の生活資金に不安がなく、長生きする自信があつて、支給開始は遅れてもいから買える時期が来たらより多く年金を買いたいと考える人は「繰下げ」を選択することがあります。勘違いしやすいのは、冒頭にご紹介した「特別支給の老齢厚生年金」との関係です。「特別支給の老齢厚生年金」を受け取っているからといって、「繰上げ」をしたことにはなりませんし、「繰下げ」を選択する場合には特別支給の老齢厚生年金「が受給できない」ということではありません。もともと65歳前に支給されることになっている「特別

支給の老齢厚生年金」は、「繰上げ」「繰下げ」とは関係なく受給できます。

65歳から支給される年金を繰下げる場合、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」の両方を繰下げすることも可能ですし、片方だけの「繰下げ」も可能です（ただし、生年月日による例外があり、老齢厚生年金の「繰下げ」は昭和17年4月2日以降生まれの人に限りません）。繰上げ率、繰下げ率は、**昭和16年4月2日以降生まれの人の場合、下表のとおりです。**

「繰上げ」を選択すると受給当初はより多い年金額になりますが、標準的に支給開始した場合に比べて65歳以後の年金月額が少ないわけですから、累積受給額はある時点で逆転します。例えば、60歳から繰上げ受給した場合は76歳あたりで逆転します。「繰下げ」の場合は当然その逆で、70歳で支給開始の場合の逆転年齢は81歳あたりです。「繰下げ」の選択は、65歳になるときに社会保険庁から選択の意思を確認する郵便が届くので、その回答をすることで手続きできます。

受給開始時期	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

**Q.1** 70歳から繰下げ受給するつもりでいて、例えば68歳で死亡した場合は、年金はどのようなのですか？

**A.1** 繰下げ受給する予定だった年金は、遺族が受け取れます。公的年金の消滅時効は5年です。なので、請求できたのに請求していなかった過去5年以内の年金は遡って支給されます。質問例の場合は65歳から死亡時まで受給できたはずの年金が受け取れます。一方、例えば68歳で繰下げ受給する手続をし、その後すぐに死亡した場合は65歳以後の年金が遡って支給されることはありません。

**Q.2** 当社の従業員は東京業厚厚生年金基金に加入しているわけですが、この場合、繰下げはどのようになりますか？

**A.2** 東京業厚厚生年金基金から支給される年金は、①代行部分、②基本年金のプラスアルファ部分、③加算年金、から成っています。①については国の年金同様繰下げ可能です。②と③については繰下げ対象にならず、国の年金について繰下げ

を選択していても65歳から支給されてしまいます。東京基金に加入していることで繰下げが影響を受けるのは厚生年金部分だけで、基礎年金部分は影響を受けません。

**Q.3** 繰上げ後・繰下げ後の年金額は、単純に割引率・割増率をもとめた年金額に乗じて計算すればいいのでしょうか？

**A.3** 基礎年金については、16ページ下表の割引率・割増率をそのまま当てはめれば年金額が求められます。厚生年金については加給年金が割引き・割増しの例外です。昭和24年4月2日以降生まれの男子を例として説明しますと、繰上げを選択しても加給年金は65歳からしか支給されず、繰下げを選択した場合65歳からではなく、繰下げ受給開始時からしか受け取れません。繰下げ受給開始後の加給年金額も割増しになるわけではなく、本来の加給年金額です。配偶者加給は配偶者が65歳になるとなくなり、繰下げ支給を選択したために結果的に加給年金を受け取る期間がなくなることもあります。

**Q.4** 繰上げ受給を選択する場合、割引きされること以外に不利になることはありますか？

**A.4** 繰上げを選択しようとする場合は主に次の諸点に注意が必要です。

- ①繰上げ請求後は国民年金の任意加入や過去の免除期間の追納ができない。
- ②繰上げ後に障害者になっても障害基礎年金は受給できません。
- ③厚生年金で3級障害に該当する場合は60歳から満額の年金が支給される特例措置があるが、繰上げ受給を選択するとこの特例措置を受けられなくなります。
- ④厚生年金の加入期間が44年に達した時点で、満額の年金が支給される特例措置があるが、繰上げ受給を選択するとこの特例措置を受けられません。

**Q.5** 在職老齢年金制度と繰下げ支給の関係を説明してください。

**A.5** 自分は給与・賞与額がそこそこ高いので、在職老齢年金制度によって65歳になるまで年金は買えないから65歳になり会社を退職したら割増しで貰おう、と考えている人が結構

いるようです。しかし、冒頭でも説明したように、60〜64歳の年金は「特別支給の老齢厚生年金」であつて、これが受給できない場合はただ受給できないというだけで終わってしまい、受給できる時期が来たときに割増しになることはありません。また、65歳以後の老齢厚生年金（基金から支給される年金を除く）についても、給与賞与額との関係で支給されない年金は、割増しの対象とはなりません。割増しの対象になる年金は、受給できる時期に受給しなかった年金だけです。

**Q.6** 繰上げ受給は、配偶者との年齢差によって有利不利があるのでしょうか？

**A.6** 老齢基礎年金の繰下げについては、配偶者との年齢差は関係ありません。老齢厚生年金の繰下げについては、配偶者が自分より年下で年齢差が大きい場合は、本来なら受け取れるはずの年額396,000円（平成20年度価額）の配偶者加給が付かない時期が長くなりますので、繰下げはあまりお勧めできません。

年金基礎講座5の「図3モデルケース」の各年齢の上に記載されている西暦が間違っていました。

2006年、2009年、2011年、2016年 左から、60歳、63歳、65歳、70歳 です。訂正し、おわびいたします。

おわび前号の訂正